

第2部 参加としての評価

流通経済大学法学部

坂野喜隆

cf. 前回

- ・政策過程

政策課題設定 → 政策立案 → 政策決定 → 政策実施 → 政策評価
(参画の意義)

- ・白井市市民参加条例第2条

「市民参加 市の施策の立案から実施及び評価に至るまで、広く市民の意見を反映させる…」

1. 参加としての評価：市民評価

(cf. 第三者評価)

(1)行政評価における外部評価：効率性が主眼

- ・事業仕分け … 白井市

- ・参加型評価 … 456自治体 (2014年3月現在)

(2)教育評価 (行政評価に含まれる)

現在、地方教育行政法第27条により、学識経験者により、行われている。今後は、この点検・評価を市民とともに進めようという流れもある¹。

(3)その他：審議会方式

- ・外部評価委員会方式

cf. 公の施設評価

公共施設再編などで注目されている。公共性、妥当性(行政関与・受益者負担)ほか、目標達成度評価・効率性評価・受益者負担の適正性評価などを経て、総合評価を行う。二次評価は、外部評価委員会が提言し、施設の具体的な改革、改善に生かしていくシステムである(京都市)。

¹ 地方教育行政法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出し公表する(第27条第1項)。そして、教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たり、学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする(同条第2項)。

2. 参加型評価の実践例

(1)白井市市民参加推進会議

(市民)「参加性」を主眼

(2)中野区

①意義

目標と成果による区政運営の考え方にに基づき、区の仕事の成果や効率性などを区民の視点で評価し、事業の見直しへつなげる行政評価を継続して行う。

②沿革

・平成12年度

試行による評価。2モデル施策、16事務事業。

・平成13年度

行政評価を本格実施。18施策、107事務事業。

・平成14年度

評価対象を全施策・事務事業に拡大。107施策、557事務事業。外部評価を試行実施。

・平成15年度

区の仕事を目標により76施策、126事務事業に再編して実施。外部評価を全ての施策に対して実施。

・平成16年度

平成15年度と同様で実施。15年度決算議会の資料として活用。

・平成17年度

評価対象を全分野とし、自己評価及び外部評価を実施。42分野、123施策。

・平成18年度

全分野を評価対象に、自己評価及び外部評価を実施。45分野、137施策。

・平成19年度

全分野を評価対象に、自己評価及び外部評価を実施。46分野、140施策。

・平成20年度

全分野を評価対象に、自己評価及び外部評価を実施。52分野、158施策。

・平成21年度

全分野を評価対象に、自己評価及び外部評価を実施。53分野、158施策。

・平成22年度

一次評価として部及び分野単位の評価、二次評価として施策を絞り評価。経営本部、6事業部、54分野、17施策。

・平成23年度

全分野を評価対象に、自己評価及び外部評価を実施。52分野、145施策。

・平成24年度

全分野を評価対象に、自己評価及び外部評価を実施。45分野、131施策。

・平成25年度

全分野を評価対象に、内部評価を実施。45分野、132施策。内部評価実施対象から3部を選定し、外部評価を実施。15分野、46施策。

・平成26年度

全分野を評価対象に、内部評価を実施。45分野、131施策。内部評価実施対象から5部を選定し、外部評価を実施。18分野、51施策。

・平成27年度

全分野を評価対象に、内部評価を実施。43分野、137施策。内部評価実施対象から5部を選定し、外部評価を実施。21分野66施策。

③目的

i 目的明確化

区の仕事の目的・目標を、数値により客観的に明らかにする。

ii 成果管理

仕事の必要性・有効性・効率性などを管理する。

iii 説明責任

客観的に評価して結果を公表し、行政運営の透明性を高める。

iv マネジメント・サイクルの確立

評価を基に目標や事業の見直しを行い成果を高める。

v 職員の意識改革

成果目標を明確にして職員の意識向上を図る。

④対象

「分野」(>施策>事務事業)

対象などが異なる仕事であっても同じ目的のまとまりである、戸籍住民や介護保険などの「分野」ごとに評価を行う。

⑤行政評価のしくみ

i 年度の初めに区が目標を設定

ii 目標に向けて効率的に事業実施

iii 年度を終えて達成の状況を区が評価（内部評価）

iv 外部評価委員が区への質問やヒアリング等を経て評価（外部評価）

v 区は評価に対する考えや見直しの方向性を明示

VI 評価の結果を目標の実現に向け、事業の見直し・改善や予算編成等に活用

⑥具体的な流れ

・内部評価：行政内部における自己評価、部間相互評価、部長級職員で構成する
内部評価委員会評価

・外部評価：公募区民と学識経験者で構成される外部評価委員会の評価

(公募区民委員 9 名、学識経験者 2 名)

(中野区 HP 参照 : <http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/156500/d020617.html>)

⑦問題点

- ・評価対象が莫大であり、委員の負担が大きい。
- ・質をどのように確保するかなど